

令和 6 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 6 年 6 月 2 1 日 (金)
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) (五十音順) 仲里 豪 (弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝 (元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数	1 4 0 件	
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	8 件	(審議概要)
建設工事	一般競争	2 件
	指名競争	0 件
	随意契約	1 件
建設コンサルタント業務等	5 件	
	意見・質問	回答
	【建設工事】 一般競争入札方式 ・瑞慶覧 (R 5) 家族住宅新設建築工事 (その 3) ○ 一括審査方式で発注するにあたり分割発注としている根拠と各発注案件の金額差の理由を確認したい。 ○ 総合評価の評価点の得点が一番低い者が落札している	○ 当該事業は家族住宅 8 棟を同時期に完成させる必要があり、期限もあるため、標準タイプの建物 1 棟を 1 つの発注として 6 件、小規模の建物 2 棟を 1 つの発注として 1 件、合計 7 件の工事として分割発注したものである。なお、本工事はそれぞれが同規模となり求める参加要件が同一である等、一括審査方式の条件を満たしていたため一括審査方式を採用したものである。 また、各建設場所の現状に合わせた基礎工事が必要となるため金額差が生じている。 ○ 本工事入札申請時に競争参加資格要件は満たしていることを

が、工事の施工に問題はないのか。

一般競争入札方式

・シュワブ（R5）運動施設伐採工事（その1）

○ 名護事務所の発注となった状況又は理由と応札者が多い理由を確認したい。

○ 予定価格を超過している者が13者となっているがその点をどう考えているか確認したい。

随意契約

・シュワブ（R5）食堂新設建築追加工事

○ 予定価格が高額であるのに、随意契約となった経緯を確認したい。

○ 前工事が令和5年度までだが、本工事は令和6年度発注とならないのか。

確認しており施工に問題はない。

○ 当局内部規定により名護事務所が司る事務として土木一式又は建築一式工事について、予定価格が概ね3億円未満と見込まれるものとしており、本工事が条件を満たしているため名護事務所発注としたところである。

また、一般的に公共工事の工期は年度末となっていることが多く、年度当初が閑散期となることから、工期が令和6年3月からとなる本工事は応札者が多くなったと考えられる。

○ 予定価格の作成にあたり本工事の積算内容に当てはまる歩掛がないため、業者からの見積りを採用しているところ、文化財調査対象地内の運搬作業等は参加各者の見積額にばらつきがあった事からこういった点が予定価格超過の一要因となったのではと考えている。

○ 本工事は新設建築追加工事であり、前工事がコンクリート基礎と躯体の途中までで終わっているため構造上の一体性が求められ、責任分界点が明確にならないこと、前工事を受注した者に後工事を施工させた場合の経費節減や、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利となること、また公示により当該工事への参加者を募ったが希望者もなかったことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約とすることとした。

○ 入札手続きには、開始から工事着手まで時間を要するため、前工事の段階から速やかに継続できるよう令和5年度発注としている。

【建設コンサルタント業務】

一般競争入札方式

・海自那覇（５）設備工事監理業務

○ ４／四半期の契約実績中、建築設備系の設計や監理の受注を１者が８件受注している。この独占的な状況の理由と対策を確認したい。

○ 防衛局発注業務において、新規企業が参加できる内容はあるか。

一般競争入札方式

・瑞慶覧（５）既設構造物撤去設計

○ ２回目の入札で落札となった理由及び比較的落札率が低い事情を確認したい。

一般競争入札方式

・瑞慶覧（Ｒ５補）管理棟（４２０２）等新設建築工事監理業務

○ 独占的な受注状況の理由として、本業務は自衛隊施設設備工事監理業務であり、このほか自衛隊及び米軍工事に係る設計並びに監理業務を受注しているが、これら自衛隊施設整備等においては、一般的な公共工事には有さない機能を持つ施設建設に係る整備基準、仕様などを用いていることから、過去に受注した実績のある入札参加者が多く、新規参加者が少数となっていると考えられる。また、年度末の契約時期となったため多くの企業が他業務を既に受注しており新たな業務を受注する余力がなかったのではないかと考えられる。

この対策として、個々の発注案件に則した参加要件の緩和の検討や、他防衛局で受注実績のある企業や設備部門を有する建築・土木コンサル企業に対しても広報活動を行っている。

○ 特殊な施設整備基準の業務だけでなく、宿舎や、一般的な設備関係の部分も多くあるため可能であると考えている。

○ １回目の入札の時点で１者応札となり、予定価格を超過したため、意向を確認し２回目の入札を実施したところ、予定価格内での応札となったものである。

また、落札率が比較的低い事情としては本業務が撤去設計であり、公表されている歩掛がないため、積算には業者の経験則に依るところが大きい。応札者の過去の経験や実績から積算価格を下げる事が可能であったと考えられる。

	<p>○ 入札価格が調査基準価格を下回った原因と建築工事の設計業務受注者との関係を確認したい。</p> <p>公募型プロポーザル方式 ・ハンセン（R5）統括事業監理業務</p> <p>○ 1者応札となった原因と高い落札率となった事情を確認したい。</p> <p>公募型プロポーザル方式 ・シュワブ（R5）統括事業監理業務（その1）</p> <p>○ 同じ統括事業監理業務である「ハンセン（R5）統括事業監理業務」との事業内容の違いを確認したい。また、予定価格から推察するに、大規模な事業であると思われるが、1者応札を避けるための分離発注の方法はなかったのか。</p>	<p>○ 本業務はキャンプ瑞慶覧内の建築工事監理業務となっており、応札者の事務所が近隣市町村に在している事から諸経費の低減が可能であった事や、業務内容に魅力を感じ受注意欲の高さがあつた事から調査基準価格を下回る価格で応札したと考えられる。</p> <p>また、監理業務の対象となっている建築工事の設計業務を受注した者を確認したところ関連はなかった。</p> <p>○ 本業務はキャンプ・ハンセン内の土木、建築、設備工事などの建設工事全体の工期や品質確保を統括して監理するもので各分野の技術者を常駐等で配置する必要があるため、技術者不足の中、技術者の配置が厳しいため結果的に1者応札となったと考えられる。</p> <p>また、公示している業務説明書に本業務の概算額を明示し技術提案を求めていることから、参加者はその概算額を目安に積算を行ったものと考えている。</p> <p>○ 本業務はキャンプ・シュワブ内の海上工事全般の工期や品質確保、環境や文化財に関する業務及び警備業務に係る統括監理業務となっており、同じ統括事業監理業務である「ハンセン（R5）統括事業監理業務」と比較し、統括する事業内容、必要な人員、工期に違いがある。</p> <p>また、多数ある海上工事全般の工程管理を行う必要があるため区域で分ける分離発注ではなく、全般を統括監理する発注内容としている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数		0 件	(審議概要)	
工 事	談合情報	0 件		
	点検結果疑義	0 件		
業 務	談合情報	0 件		
	点検結果疑義	0 件		
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問	回 答	
		なし	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし		

3. 入札結果の事後的・分析結果について

審議概要				
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問	回 答	
		なし	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし		

4. 再苦情処理（再説明請求回答）

再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数	0 件	(備考)	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	指名競争		0 件		
	随意契約		0 件		
建設コンサルタント業務等※			0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等
委員からの意見 ・質問、それ に対する回答等		意見・質問		回 答	
		なし		なし	

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
--------------------	----

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

Ⅱ 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象機関	沖縄防衛局	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
審議対象件数	349件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	6件	（審議概要） ・調達の概要、競争参加資格の設定等について説明
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>審議対象事案</p> <p>沖縄防衛局（5）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その5）（一般競争）</p> <p>○低い落札率となった理由を確認したい。この業務に働き方改革の24年問題は関係しないか、同業務（その6）などとの違いの有無を確認したい。</p>	<p>○基地周辺の住民に対して航空機の騒音対策を補助事業として防音工事を行っている。希望者に申込書を配布して工事が終われば完了確認を行うなど一連の流れがあり、手続きのサポートをする事業である。</p> <p>落札率が低いのは、競合の会社が多いこと、また、企業努力により入札金額を抑えたため低入札になっているのではないかと思慮。</p> <p>落札した株式会社丸島建設コンサルタントは、会社の事業拡大のため、試行的に入札参加し落札したものであるが、コンサル業務等業務を得意としており、業務内容としても履行が可能な内容であると判断したことから落札に至ったものである。</p> <p>24年問題については、書類手続き補助の業務内容であるが、その大半が配布回収等業務となるため、当該業者においても問題は発生しない旨回答を得ている。</p> <p>（その6）との違いについては予定数量や価格は全く同じであるが、年間で大量の業務量を1契約でまとめると単年度で業務完了できないことから数量分割し、時期をずらして実施することで単年度でより多くの件数を処理できるようにすることが目的である。</p>

○落札率が33%であるが、予定価格が1,000万円以上であれば低入札価格が設定されると思うが、予定価格が1,000万円未満でも防衛省独自で品質確保基準価格を下回った場合は履行確認先を確認できれば契約するというのがあったかと思うがそういった決まりはあるのか。

○低入調査案件が12件あるが、ページ数が多い案件と少ない案件は何故か。

○落札率が低いのは人件費を削減したということか。

・人件費の削減ではなく会社の利益を少し削っているという認識ではないのか。

嘉手納飛行場（5）低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分行業務（一般競争）

○PCBを処分できる業者は沖縄県内にはないので、本土業者へ処分委託する意味か、その費用としてこの低落札率で大丈夫か、確認したい。

○得管・産廃が難しい物質であることから、厳しい条件下であるにも関わらず当該価格で問題ないか心配であった。自社で保管・輸送できる許可がある会社であるのか。

勝連宿舎（仮称）の用地取得に係る不動産鑑定評価業務（一般競争）

○極端に低い落札率となった理由を確認したい。この案件だけでなく不動産調査や鑑定関係が全て低い落札率になっているのは何故か。

○建設工事の関係ではそのような決まりがあるが、物品役務においては無い。

○調査に必要な書類提出が多い案件とそうでない案件があり、今回もそのような事情である。

○国土交通省の技師C単価を使用しているが、そこを削減したと認識している。

・そのとおりである。また、最低賃金価格についても参考としている。

○落札業者に確認したところ企業努力により抑えている。また特別管理産業廃棄物収集運搬及び特別管理産業廃棄物処分の許可を受けており、PCB廃棄物の処理が可能であり過去の類似業務も履行していることから、当該業者を落札決定したものである。

○自社で保管輸送ができる会社であることと、他の案件との合わせ積りで輸送コスト等を削減できていることから当該価格となっている。

○過去の鑑定評価請負実績や近隣の取引事例を入手できる業者であったことから、当該価格で実施が可能であるとのこと。また、予定価格の積算については用地対策連絡協議会の基準に乗っ取り積算していることから、その辺の差がでていると認識している。

○おおよそそのような内容であると考えていた。
予定価格は数量積み上げ型で方程式通りであるが、実務者としては鑑定事務所または鑑定士の技や経験値で実施できることからそこに乖離が生じているという認識であれば理解した。

令和5年度ガソリン当供給契約 (嘉手納地区) (随意契約)

○嘉手納町内にもガソリン販売店は多数あると思うが、かなり高額な契約にも関わらず随意契約になった理由を確認したい。

○この1箇所しかガソリンスタンドは無いということか。

○要するに距離の問題とフルサービスはここしかないという認識か。

令和5年度洗濯請負契約 (随意契約)

○応札者が2者いるが、かなり低い落札率で随意契約された経緯とこの落札率で事業の遂行に問題ないか、確認したい。

○オープンカウンター方式というのは一般入札では無く随意契約としてみているという認識でよろしいか？随意契約にも関わらず2者というのが気になっていた。

○そのとおりである。

○普天間代替施設の建設事業、嘉手納以南の再編事業など多岐に渡る事業を実施しているところ、移設や返還といった他の事業進捗に伴うレンタカー及び車両利用が増加している。そのため早朝から夕刻まで業務を実施する必要があることから、職員の負担減及び利便性を考慮し、現在契約しているガソリンスタンドとの随意契約に至ったものである。

○近隣にもガソリンスタンドはあるが、営業時間や立地等種々条件を踏まえ、当該ガソリンスタンドが最も適切であるという結論に至ったものである。

○そのとおりである。

○本件については、オープンカウンター方式による見積合わせを実施したものであるため、競争が働きこのような結果となったと思慮する。

○補足となるが、随意契約と言っても、先ほどの嘉手納のスタンドのような「ここしかない」という排他的な随意契約と少額の随意契約があり、会計法上はなるべく複数社から見積を取ることにされているが、この業務についてはR4年度において参入業者が1者のみであったことから競争性を確保するためオープンカウンター方式と

いう入札同様HP上に公告し少額随契でありながら競争性を確保できるような方法を採用しているものである。

○そうなるイメージ的には少額随契というのは指名競争入札と同じという認識か。

○位置づけとしては同じである。会計法令上、指名競争よりは基準額が低く、例えば物買いでは160万円未満であれば一般競争するまでもないということで、2～3者こちらから指名して見積を出して頂いているという状況である。

○今回のケースは通常少額随契の範囲であるため指名して複数社見積を徴収して契約できれば良いもののオープンカウンター方式を採用して競争性を持たせて実施したということか。

○そのとおりである。

○全部オープンカウンターでやるべきでは無いのか。

○なぜ少額随契が認められるかという事務の煩雑化や競争性の確保というバランスのとれた部分で実施しているが、当省においてはあまりにも参加者少ない案件についてはオープンカウンターという新たな手法を導入しているところである。理想は全て一般競争入札であるが、事務手続き等の煩雑さを鑑みて現在の契約手続きを執っているところである。

○オープンカウンター方式での実施と少額随契では実際手間は違うのか。

○オープンカウンターについてはHP公告や積算等の事務手続きが少額随契とは手間が異なる。

令和5年度沖縄防衛局執務室改修業務に伴う空調機器移設業務(随意契約)

○空調機器の移設を行う業者は多数いるが、かなり高額でこの業者と随意契約した業務の内容と業者選定の経緯を確認したい。

○嘉手納町と賃貸借契約を沖縄防衛局として運用しているが、家主である嘉手納町が空調機の保守メンテナンスを委託する世名城へ随意契約を実施したものである。

○要するにこの建物を移設するために嘉手納町の顔を立てる必要があるということと解釈する。具体的には何台移設されたのか？

○天井埋め込み型で2台である。

○天井埋め込みで2台となると妥当な金額だと思う。

○随意契約理由が会計法29条3第4項という契約の性質又は目的が競争を許さない場合とあるが、概要説明をみると合理的とあるので、長期でずっと同じところに頼んでいるのでここと契約しているというのは理由にならないと思うが、どうか。

○では理由がもともとその理由であるということか。

○嘉手納町と世名城が地方自治法に基づき契約締結して長期に渡り保守メンテナンスを実施されているようである。

補足になるが、長期に渡りとあるが、設置した業者と保守メンテナンスの業者との責任分界点が明確にならないというところで、当局としても他の業者でも実施できないかと検討はしたものの、結局のところ現在世名城で実施している保守メンテナンスを他社が参入し不具合が発生した場合に一切の補償ができないという返事があり、やはり、もともと入れた物が壊れるまで当該業者と契約することが妥当だという判断となる。

○そのとおりである。